

《令和 4 年第 1 回ふじみ野市議会定例会提出議案提案説明要旨》
【令和 4 年 2 月 2 1 日開会】

| 議案番号 | 件名 | 提案説明要旨 |
|---------|--|---|
| 報告第 2 号 | 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて) | <p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要 (1) 事故発生場所及び内容 ふじみ野市大井武蔵野 396 番 1 付近において、市職員が市道の草刈りを行った際、飛散防止対策を怠ったため砂利が飛散し、隣接する住宅の窓ガラスが損傷した。 (2) 事故発生日 令和 3 年 11 月 25 日午前 9 時頃 (3) 賠償責任額 51,480 円</p> |
| 第 1 号議案 | 専決処分の承認を求めることについて(令和 3 年度ふじみ野市一般会計補正予算(第 1 1 号)) | <p>1 専決処分理由 新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、令和 3 年度ふじみ野市一般会計補正予算(第 11 号)を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 466 億 6,288 万 2 千円 補正予算額 14 億 3,848 万 4 千円 補正後の予算総額 481 億 136 万 6 千円</p> |
| 第 2 号議案 | 専決処分の承認を求めることについて(令和 3 年度ふじみ野市一般会計補正予算(第 1 2 号)) | <p>1 専決処分理由 新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、令和 3 年度ふじみ野市一般会計補正予算(第 12 号)を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 481 億 136 万 6 千円 補正予算額 6,608 万 1 千円 補正後の予算総額 481 億 6,744 万 7 千円</p> |

| | | |
|---------|--------------------------------------|---|
| 第 3 号議案 | 令和 3 年度ふじみ野市 一般会計補正予算（第 1 3 号） | <p>1 総括 本補正予算は、歳入については決定行為が行われているもの、歳出については普通建設事業や各種業務委託契約などの執行残を減額すること等により、補正予算を計上したものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 481 億 6,744 万 7 千円 補正予算額 1,606 万 4 千円 補正後の予算総額 481 億 8,351 万 1 千円</p> |
| 第 4 号議案 | 令和 3 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） | <p>1 総括 本補正予算は、決算見込みにおいて過不足が生じる科目について、補正予算を計上したものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 98 億 2,726 万円 補正予算額 3 億 4,915 万 9 千円 補正後の予算総額 101 億 7,641 万 9 千円</p> |
| 第 5 号議案 | 令和 3 年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） | <p>1 総括 本補正予算は、決算見込みにおいて過不足が生じる科目等について、補正予算を計上するものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 84 億 8,888 万 9 千円 補正予算額 △2,109 万 3 千円 補正後の予算総額 84 億 6,779 万 6 千円</p> |
| 第 6 号議案 | 令和 3 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号） | <p>1 総括 本補正予算は、決算見込みにおいて過不足が生じる科目について、補正予算を計上したものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 13 億 9,741 万 5 千円 補正予算額 △483 万 2 千円 補正後の予算総額 13 億 9,258 万 3 千円</p> |

| | | |
|---------|-----------------------|---|
| 第 7 号議案 | ふじみ野市職員の修学部分休業に関する条例 | <p>1 制定理由 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。</p> <p>2 制定内容 職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる大学その他の条例で定める教育施設への修学のため、勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる制度を制定するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p> |
| 第 8 号議案 | ふじみ野市職員の高齢者部分休業に関する条例 | <p>1 制定理由 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 3 の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。</p> <p>2 制定内容 高年齢で条例で定める年齢に達した職員が身体的な事情への対応等、部分的に勤務しないことがやむを得ない場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは定年退職日までの期間中、勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる制度を制定するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p> |
| 第 9 号議案 | ふじみ野市職員の自己啓発等休業に関する条例 | <p>1 制定理由 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 5 の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。</p> <p>2 制定内容 職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる大学その他の条例で定める教育施設への修学もしくは国際貢献活動への参加の</p> |

| | | |
|----------|-----------------------|---|
| | | <p>ため、休業することを承認することができる制度を制定するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p> |
| 第 10 号議案 | ふじみ野市職員の配偶者同行休業に関する条例 | <p>1 制定理由 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 6 の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。</p> <p>2 制定内容 外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするために職員が申請し、公務の運営に支障がないと認めるときに、勤務成績その他の事情を考慮した上で、条例で定める期間、休業をすることを承認することができる制度を制定するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p> |
| 第 11 号議案 | ふじみ野市こどもの未来を育む条例 | <p>1 制定理由 こどもの未来を育むため、こどもにとってやさしいまちとなるよう基本理念及びその具体化の方向性を定めることにより、市民全体でこども及び子育て家庭を支援する体制を整え、推進していくことが必要であることから、ふじみ野市こどもの未来を育む条例を制定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 制定内容 市全体で「こどもたちの未来を育んでいく」という意識を醸成するとともに、こどもの権利擁護及び体力の向上を 2 本の柱とした、こどもにとってやさしいまちを実現していくための原理・原則を定めた理念条例となるものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p> |

| | | |
|----------|-----------------------|---|
| 第 12 号議案 | ふじみ野市立市民交流プラザ条例 | <p>1 改正理由</p> <p>ふじみ野市立児童発育・発達支援センターの公設化に伴い、指定管理者の業務にふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例(令和 3 年ふじみ野市条例第 1 号)第 1 条に規定するふじみ野市立児童発育・発達支援センターの施設の維持管理に関する業務を加え、併せて条文を整備するため、ふじみ野市立市民交流プラザ条例の全部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>指定管理者の業務にふじみ野市立児童発育・発達支援センターの施設の維持管理に関する業務を加え、併せて条文を整備します。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 4 年 4 月 1 日</p> |
| 第 13 号議案 | ふじみ野市立鶴ヶ岡コミュニティセンター条例 | <p>1 改正理由</p> <p>ふじみ野市立公民館条例(平成 17 年ふじみ野市条例第 69 号)の一部改正により大井中央公民館鶴ヶ岡分館を廃止することに伴い、大井中央公民館鶴ヶ岡分館に関する規定を削り、併せて条文を整備するため、ふじみ野市立鶴ヶ岡複合施設条例の全部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>大井中央公民館鶴ヶ岡分館に関する規定を削り、併せて条文を整備します。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p> |

| | | |
|----------|--|---|
| 第 14 号議案 | ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 都市計画法施行規則が令和 3 年 12 月 16 日（国土交通省令第 79 号）に改正されたことに伴い、関連条文を整理するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 主な改正内容 都市計画法施行規則の改正に伴い、本条例において引用している規定を改定するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p> |
| 第 15 号議案 | ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びふじみ野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 人事院規則の一部改正等に伴い、出産育児に関する休暇及び休業について、追加及び変更するため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 出生サポート休暇を追加するものです。 非常勤職員の育児休業の取得要件を変更するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p> |
| 第 16 号議案 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 執行機関の廃止等に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 (1) 嘱託医のうち保育所（内科医）の報酬（健康診断 1 回）を削除するものです。 (2) 嘱託医のうち保育所（歯科医）の報酬（健康診断 1 回）を削除するものです。 (3) こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）策定委員会委員を削除するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p> |
| 第 17 号議案 | ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 ふじみ野市立文化施設として西文化施設を設置するため、ふじみ野市立文化施設条例の</p> |

| | | |
|--------|-------------------------------------|---|
| | | <p>一部を改正したいので、この案を提出するものです。</p> <p>2 改正内容 ふじみ野市大井中央二丁目1番8号（大井中央公民館跡地）に西文化施設を設置するとともに、使用料等の規定を追加するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和5年10月1日 （東文化施設に関する規定については令和5年4月1日）</p> |
| 第18号議案 | ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 埼玉県が一層の子育て支援の観点から、こども医療・重度心身障害者医療・ひとり親家庭等医療の受給資格がある未就学児の医療費（窓口負担分）について、令和4年度からの県内現物給付化を決定したこと、及びひとり親家庭等の経済的支援の観点から、ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例、重度心身障害者医療費の支給に関する条例及びこども医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出するものです。</p> <p>2 改正内容 (1) 県内現物給付化に伴い、現物給付請求額に限度額を設ける。 (2) ひとり親家庭等医療費の受給者に設けられている自己負担金を廃止する。 (3) その他文言修正</p> <p>3 施行年月日 令和4年10月1日（一部は令和5年1月1日）</p> |
| 第19号議案 | ふじみ野市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 ふじみ野市立第2大井放課後児童クラブ及びふじみ野市立第3大井放課後児童クラブを設置するため、一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> |

| | | |
|----------|--------------------------|---|
| | | <p>別表の施設名称にふじみ野市立第 2 大井放課後児童クラブ及びふじみ野市立第 3 大井放課後児童クラブを追加するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p> |
| 第 20 号議案 | ふじみ野市教育相談室設置条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 上福岡教育相談室と大井教育相談室を統合するため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 (1) 第 2 条大井教育相談室を廃止とする。 (2) 第 2 条上福岡相談室をふじみ野市教育相談室に名称を改正する。</p> <p>3 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p> |
| 第 21 号議案 | ふじみ野市立図書館条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 ふじみ野市立大井図書館の西地域文化施設への移転に伴い、大井図書館の位置及び図書館の休館日の変更等を行うため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 (1) ふじみ野市立大井図書館の位置をふじみ野市大井中央二丁目 1 番 8 号に改正する。 (2) 年末年始休館日を 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日に改正する。 (3) 利用の許可を行う施設から、大井図書館会議室及び研修室を削除する。 (4) その他条文の整理を行う。</p> <p>3 施行年月日 (1) (2) (3) 令和 5 年 10 月 1 日 (4) 公布の日</p> |
| 第 22 号議案 | ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 ふじみ野市立西地域文化施設設置に伴い、ふじみ野市立大井中央公民館及びふじみ野市立大井中央公民館分館を廃止することから、ふじみ野市立公民館条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> |

| | | |
|----------|-----------------------------|---|
| | | <p>ふじみ野市立大井中央公民館及びふじみ野市立大井中央公民館分館を廃止する。</p> <p>3 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p> |
| 第 23 号議案 | ふじみ野市資料館条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 西地域文化施設の設置に伴い、大井郷土資料館が移転するため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 第 2 条の表ふじみ野市立大井郷土資料館の項位置の欄を移転予定地のふじみ野市苗間 40 番地 39 に改めます。</p> <p>3 施行年月日 令和 5 年 10 月 1 日</p> |
| 第 24 号議案 | 令和 4 年度ふじみ野市一般会計予算 | <p>○ 当初予算額 歳入・歳出 430 億 5,858 万 7 千円 (令和 3 年度当初予算額 414 億 7,813 万 5 千円)</p> |
| 第 25 号議案 | 令和 4 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計予算 | <p>○ 当初予算額 歳入・歳出 95 億 4,422 万 1 千円 (令和 3 年度当初予算額 90 億 1,177 万 6 千円)</p> |
| 第 26 号議案 | 令和 4 年度ふじみ野市介護保険特別会計予算 | <p>○ 当初予算額 歳入・歳出 84 億 5,726 万 4 千円 (令和 3 年度当初予算額 81 億 3,785 万 4 千円)</p> |
| 第 27 号議案 | 令和 4 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計予算 | <p>○ 当初予算額 歳入・歳出 15 億 5,811 万 1 千円 (令和 3 年度当初予算額 13 億 9,599 万 8 千円)</p> |
| 第 28 号議案 | 令和 4 年度ふじみ野市水道事業会計予算 | <p>令和 4 年度ふじみ野市水道事業会計予算の概要は以下のとおりです。</p> <p>1 収益的収入及び支出の予定額 収益的収入 18 億 1,071 万 1 千円 収益的支出 17 億 9,784 万円</p> <p>2 資本的収入及び支出の予定額 資本的収入 1 億 8,818 万円 資本的支出 7 億 90 万 2 千円</p> |
| 第 29 号議案 | 令和 4 年度ふじみ野市下水道事業会計予算 | <p>令和 4 年度ふじみ野市下水道事業会計予算の概要は以下のとおりです。</p> <p>1 収益的収入及び支出の予定額</p> |

| | | |
|--------|-----------------------|---|
| | | 収益的収入 16億3,770万円 収益的支出 16億700万9千円 2 資本的収入及び支出の予定額 資本的収入 10億4,353万5千円 資本的支出 12億8,154万9千円 |
| 第30号議案 | 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について | 1 規約変更の理由 埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合の規約を変更するものです。 2 規約変更の内容 埼玉県都市競艇組合の名称を「埼玉県都市ボートレース企業団」に変更します。 3 規約変更の年月日 令和4年4月1日 |
| 第31号議案 | ふじみ野市道路線の変更について | 1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道路線の変更について、議会の議決を求めるものです。 2 認定する市道路線 市道E-137号線 3 市道路線の位置 ふじみ野市亀久保一丁目地内 4 幅員及び延長 変更後 4.00～6.98m / 112.43m 変更前 4.17～6.15m / 58.34m 5 供用開始年月 令和4年3月下旬（予定） |
| 第32号議案 | ふじみ野市道路線の認定について | 1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。 2 認定する市道路線 市道C-296号線 |

| | | |
|--------|-----------------|---|
| | | <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市駒西一丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.20m～7.65m / 34.97m</p> <p>5 供用開始年月 令和4年3月下旬（予定）</p> |
| 第33号議案 | ふじみ野市道路線の認定について | <p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道D-216号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市苗間地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.20m～8.51m / 16.93m</p> <p>5 供用開始年月 令和4年3月下旬（予定）</p> |
| 第34号議案 | 副市長の選任について | <p>1 提案理由 平成30年4月1日に選任された福島浩之氏の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、再度同氏を副市長として選任したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 福島 浩之</p> <p>3 任期 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</p> |

| | | |
|----------|----------------------|---|
| 第 35 号議案 | 教育委員会委員の任命について | <p>1 提案理由 平成 30 年 3 月 19 日に任命された塩野好一氏の任期が令和 4 年 3 月 18 日をもって満了となるため、後任として西山幸吉氏を教育委員会委員として任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 西山 幸吉</p> <p>3 任期 令和 4 年 3 月 19 日から令和 8 年 3 月 18 日まで</p> |
| 第 36 号議案 | 監査委員の選任について | <p>1 提案理由 森田正樹氏を監査委員として選任したいので、議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 森田 正樹</p> <p>3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで</p> |
| 第 37 号議案 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について | <p>1 提案理由 固定資産評価審査委員会委員森田正樹氏が令和 4 年 3 月 31 日をもって辞職するため、後任として石川幸恵氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 石川 幸恵</p> <p>3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 11 月 24 日まで</p> |
| 第 38 号議案 | 農業委員会委員の任命について | <p>1 提案理由 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により委員の任命において議会の同意を得て市長が任命するため提案するものです。</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもつ</p> |

| | | |
|----------|----------------|---|
| | | <p>て満了となるため、新たに浅海伊佐男氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 浅海 伊佐男</p> <p>3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> |
| 第 39 号議案 | 農業委員会委員の任命について | <p>1 提案理由 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により委員の任命において議会の同意を得て市長が任命するため提案するものです。 平成 31 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに岡部昭氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 岡部 昭</p> <p>3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> |
| 第 40 号議案 | 農業委員会委員の任命について | <p>1 提案理由 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により委員の任命において議会の同意を得て市長が任命するため提案するものです。 平成 31 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに粕谷雄一氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 粕谷 雄一</p> <p>3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> |
| 第 41 号議案 | 農業委員会委員の任命について | <p>1 提案理由 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法</p> |

| | | |
|----------|----------------|---|
| | | <p>律第 88 号) 第 8 条第 1 項の規定により委員の任命において議会の同意を得て市長が任命するため提案するものです。</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに神木茂氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 神木 茂</p> <p>3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> |
| 第 42 号議案 | 農業委員会委員の任命について | <p>1 提案理由</p> <p>農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により委員の任命において議会の同意を得て市長が任命するため提案するものです。</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに岸勇氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 岸 勇</p> <p>3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> |
| 第 43 号議案 | 農業委員会委員の任命について | <p>1 提案理由</p> <p>農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により委員の任命において議会の同意を得て市長が任命するため提案するものです。</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに久保田清氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 久保田 清</p> |

| | | |
|----------|----------------|--|
| | | 3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |
| 第 44 号議案 | 農業委員会委員の任命について | 1 提案理由 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により委員の任命において議会の同意を得て市長が任命するため提案するものです。 平成 31 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに近藤広巳氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 近藤 広巳 3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |
| 第 45 号議案 | 農業委員会委員の任命について | 1 提案理由 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により委員の任命において議会の同意を得て市長が任命するため提案するものです。 平成 31 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに塩野和義氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 塩野 和義 3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |
| 第 46 号議案 | 農業委員会委員の任命について | 1 提案理由 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により委員の任命において議会の同意を得て市長が任命するため提案するものです。 平成 31 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもつ |

| | | |
|----------|----------------|---|
| | | <p>て満了となるため、新たに嶋田利行氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 嶋田 利行</p> <p>3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> |
| 第 47 号議案 | 農業委員会委員の任命について | <p>1 提案理由 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により委員の任命において議会の同意を得て市長が任命するため提案するものです。 平成 31 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに鈴木智之氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 鈴木 智之</p> <p>3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> |
| 第 48 号議案 | 農業委員会委員の任命について | <p>1 提案理由 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により委員の任命において議会の同意を得て市長が任命するため提案するものです。 平成 31 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに原田一氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 原田 一</p> <p>3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> |
| 第 49 号議案 | 農業委員会委員の任命について | <p>1 提案理由 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法</p> |

| | | |
|----------|----------------|---|
| | | <p>律第 88 号) 第 8 条第 1 項の規定により委員の任命において議会の同意を得て市長が任命するため提案するものです。</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに谷田峰男氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 谷田 峰男</p> <p>3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> |
| 第 50 号議案 | 農業委員会委員の任命について | <p>1 提案理由</p> <p>農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により委員の任命において議会の同意を得て市長が任命するため提案するものです。</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに柳川嗣於氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 柳川 嗣於</p> <p>3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> |
| 第 51 号議案 | 農業委員会委員の任命について | <p>1 提案理由</p> <p>農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により委員の任命において議会の同意を得て市長が任命するため提案するものです。</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに横山一明氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 横山 一明</p> |

| | | |
|----------|------------------------------|--|
| | | 3 任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |
| 第 52 号議案 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | 1 提案理由 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 9 条の規定により人権擁護委員の任期は、3 年となっており、令和元年 7 月 1 日に委嘱された今井志子氏の任期が、令和 4 年 6 月 30 日をもって満了となるため、同氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいので市議会に意見を求めるものです。 2 候補者名 今井志子氏 3 任期 令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで |
| 第 53 号議案 | ふじみ野市立放課後児童クラブの指定管理者の指定について | 1 提案理由 ふじみ野市立第 2 大井放課後児童クラブ及びふじみ野市立第 3 大井放課後児童クラブの指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び第 96 条第 1 項第 15 号の規定により、この案を提出するものです。 2 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで |